

## 第292回11月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 教育長あいさつ
3. 会議録の承認
4. 審議事項
5. 報告事項
6. その他
7. 閉会宣言

開会日時

令和7年11月27日（木）午後3時00分

会場

安来中央交流センター 2階 第5会議室

出席委員の氏名

教 育 長	秦 誠 司
委 員	青 砥 洋
委 員	原 智
委 員	寺 田 祯
委 員	遠 藤 恵 子

出席者の氏名

教 育 部 長	遠 藤 浩 司	全議題
教育総務課長	岩 崎 幸 志	全議題
学校教育課長	三 代 和 宏	全議題
給食教育課長	内 藤 有 里 子	全議題
文化課長	金 山 尚 志	全議題
教育総務課主査	加 藤 理 子	全議題
教育総務課主幹	徳 永 敦 雄	全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

## 2. 教育長あいさつ

(教育長)

全国的な傾向として今インフルエンザが大流行しております、市内の小中学校でも、学級閉鎖などを行っている状況でございます。やはり手洗い、うがい、マスクの着用等、感染の未然防止に努めてもらうように、各学校の方にもお話をしております。健康管理には、十分にご留意いただきたいと思っております。

またこれも全国的、特に東北地方にて熊の出没が大きな話題になっており、安来市でも目撃情報が散見されております。つい先日は伯太中学校の裏の方で、熊が出没したという情報がすぐ流れてきますので、当該の学校或いは校区には、注意喚起を行ったり、それから教員が付き添って下校させたりするなど、また中学校には複数で帰るようにという指示、他地域に帰る子どもさんについては、保護者のお迎えを依頼するというような形で、対応したところでございます。ただ中国地域は熊の主食であるどんぐりが今年度豊作だということで東北地方とは状況が全く違いますが、人的被害も増えており、皆さんご心配だと思いますので引き続いて学校では安全な登下校についてご指導いただくように、教育委員会からも、通知を出してございます。

それから10月から11月にかけまして文化の振興というところで文化的行事がたくさん行われており、特に教育委員会文化課を中心に、総合文化祭とか、NHKのBS新日本の歌をアルティピアで収録等もございました。非常に盛況でしたが、裏方のスタッフはかなり大変だったと思います。運営も非常にうまくいき、お客様もニコニコしながら、帰っていただけましたので、とてもよかったです。お時間あれば、再放送等ご覧になっていただければと思ってます。

## 3. 会議録の承認

第291回10月定例教育委員会

(承認)

## 4. 審議事項

- 1) 議第18号 市議会12月定例会議提出議案（条例）について  
(文化課長) 追加資料9により説明

審議事項、議第18号市議会12月定例会議提出議案（条例）についての

内、「公共施設使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明致します。本市では、様々な公共施設を設置していますが、施設の維持管理等には経費がかかり、それらは施設を利用する方からの使用料等と市民の方からの税金によって賄われています。施設の使用料等については、これまで消費税の増税に伴う見直し以外では、長年見直しを据え置いていましたが、社会情勢の変化による光熱水費、人件費、維持管理費の上昇に対応するためには、受益者負担を原則とする見直しが必要となります。そのため、「公共施設使用料等の見直しに関する基本方針」を定め、使用料が発生する施設を対象に検討を行ってまいりました。基本方針①は受益者負担の原則です。施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性の観点から、利用する方に応分の負担をしていただくという受益者負担の考え方を原則としました。基本方針の②は使用料の標準的な算定方法を定めるものです。施設にかかる経費を基に、利用する方が負担する部分と税金で負担する部分を分け、使用料の標準的な算定方法の基準としました。受益者負担割合は、学校・図書館などが0%、コミュニティ施設・博物館などが25%、運動施設・文化ホールなどが50%、観光施設などが75%とされています。基本方針の③は使用料の見直しの頻度です。市民ニーズや施設の維持管理等に要する費用の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを検討します。ただし、制度改正や急激な物価変動等、社会情勢が変化する局面にあっては、5年にこだわらず見直しの検討を行います。激変緩和措置として原則として、改定後の料金は見直し前の料金の1.5倍を超えないこととしました。

検討の結果、条例23本を一括改正し、使用料等を改定するものです。教育委員会に関連するものは、8番の安来市加納美術館条例、19番の安来市和鋼博物館条例、20番の安来市立歴史資料館条例、22番の安来市総合文化ホール条例が教育委員会に関わるもので、加納美術館と和鋼博物館、歴史資料館の特記事項に「入館料は、大学生を一般の半額とし、高校生以下を無料化する。」と記載しております。文化課が所管するこの3館は、それぞれ料金区分が異なっていたため、本改正に合わせ料金区分を統一し、高校生以下を無料とするものであります。主な料金の改正前後の比較として、加納美術館は、小学生から高校生の入館料を無料としました。和鋼博物館は、310円から460円、増加率は148%です。歴史資料館は、210円から300円、増加率は143%です。総合文化ホールは、小ホールの金額を例示しておりますが、増加率は130%です。安来市加納美術館では、小学生から大学生まで一般の半額としていたものを高校生以下を無料にしております。一般料金は、近隣同種の施設の状況を踏まえ、据え

置きました。安来市和鋼博物館の入館料は一般286円から419円に増額、大学生は一般の半額、高校生以下を無料に統一しております。合わせて、入館料の納付方法及び特別展の入館料についての新たに規定を設けております。施設使用料も約1.5倍に増額しております。安来市歴史資料館の入館料は一般191円から273円に増額、大学は一般の半額、高校生以下無料に統一しております。合わせて、入館料の納付方法及び特別展の入館料についての新たな規定を設けるとともに罰則規定を削除しております。安来市総合文化ホールアルティピアは、ホールや会議室など有料施設等の利用料金について、1.3倍の料金設定しております。合わせて、夜間規定などを明記しました。附則といたしまして、令和8年4月1日から施行するものであります。

(教育総務課長) 資料1により説明

制定する条例は、安来市立学校設置条例の一部を改正する条例です。改正理由は、安来市小中学校適正配置に基づき、安来市立山佐小学校を閉校し、該当校区の児童は安来市立広瀬小学校へ通学をいたします。条例の改正内容についてですが、安来市立学校設置条例別表1小学校の表の、安来市立山佐小学校の項を削除するものです。付則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行をいたします。

(委員)

施設使用料の見直しについて、施設により引上増加率が120%から151%と開きがありますが、どのような理由によるものでしょうか。

(文化課長)

それぞれの施設によって、近隣の同種の施設などとの関係等、相場のようなものがございますので、それらを勘案し適正価格を設定したものです。

(委員)

近隣施設とは具体的にどのような施設ですか。

(文化課長)

例えば、総合文化ホールアルティピアですと、松江市にあります島根県民会館や、出雲市のホールなどがあります。歴史資料館についても、同種の施設が大体どのくらいの金額を取ってるかの相場を勘案しながら上限を超えないように設定をしたところです。

(委員)

交流センターについても一緒でしょうか。

(文化課長)

交流センターにつきましては、私どもで直接検討はしておりませんのでどこを参考にしたかなどは不明です。

(委員)

文言で「高校生以下及び大学生及びこれらに準するもの」とありますが、これらの中のものに準ずるものとはどういうものですか。

(文化課長)

例えば、高等専門学校（高専）とか外国人の方などです。外国では日本の学校とは少し制度が違ったりしますので、日本で言えば、どのくくりに対応した料金をいただくかということで設けております。

(委員)

では、何か身分証明、学生証、保険証などを提出しないといけませんね。

(文化課長)

基本はそういうことになります。

(委員)

中学を卒業して、就職した場合は、一般ということになるのでしょうか。年齢が同じであっても、高校生、大学生、就職すれば一般ということであれば、22歳という年齢に対しての対応でもよいのではないか。

(文化課長)

まず施設自体が、学術的なものがありますので、そういう面では、学んでいる方に対しての料金設定という考え方で整理しています。

(承認)

2) 議第19号 安来市教育委員会公印に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課長) 資料2により説明

制定する規則は、安来市教育委員会公印に関する規則の一部を改正する規則です。改正理由は、先ほどと同様に、山佐小学校が閉校することにより、別表で定めている小学校印と校長印の2つを削除するものです。付則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

(承認)

3) 議第20号 安来市立学校文書取扱規程の一部改正について

(教育総務課長) 資料3により説明

改正する規程は、安来市立学校文書取扱規程です。改正理由は、先ほど同

様に、山佐小学校が閉校することにより、別表で定めている学校名及び記号番号を削除するものです。付則といたしまして、この規程は令和8年4月1日から施行いたします。

(承認)

#### 4) 議第21号 市議会12月定例会議提出議案（予算）について (教育部長) 資料4により説明

私からは、議第21号市議会12月定例会議提出議案（予算）について、説明させていただきます。配布しております資料の12ページ、資料4をご覧ください。今回の補正は、計18項目の補正予算がありますが、光熱水費の不足分を措置するなどの補正予算は説明を省略させていただきます。はじめに、12ページにあります地域振興課が所管します補正予算につきましては、上から4番目にあります市民プール業務委託事業 145万3千円です。教育委員会としましては、条件が整った学校から水泳事業につきましては、自校プールから市民プールへ移行しております。市民プールを所管します地域振興課の学校プール業務委託費について、令和8年度以降には、島田小学校など、引き続き、市民プール移行の検討を行っており、その体制準備に要する経費の補正であります。12ページ下段と13ページ上段にあります教育総務課小学校、中学校の学校施設維持・管理につきましては、空調設備や浄化槽、照明設備、給排水設備などの維持修繕が小学校で600万円、中学校で200万円を計上しております。また、各学校から追加要望のありました樹木の伐採につきましても、追加計上しております。続きまして、給食センター管理事業につきましては、15ページの資料をご覧ください。学校給食物価高騰対策事業として、事業費928万4千円を計上しております。これは、当初予算では給食の高い材料費として、1億9,829万3千円を計上しておりましたが、米や牛乳などの食材費が高騰し、2億757万7千円と見込まれるため、928万4千円を追加計上するものです。現在、保護者から徴収する給食費を改定し、その上で、令和7年度から令和9年度までの3年間の激変緩和措置を設けているところであります。その期間での給食費のさらなる改定はすべきではないという判断から、全額市費での予算措置としたところです。なお、米の価格につきましては、令和6年産の米では、キロあたり450円にて購入しておりましたが、このたび契約の更新を迎え、令和7年産の米は、キロあたり710円となる見込みであります。57. 7パーセントの増とな

りますが、県内 8 市では最安値となっており、他市ではキロあたり 726 円から 930 円となっております。本市では契約相手方である「JA やすぎ」さんの地域貢献したいという配慮から、この価格を提示いただいておりますことに感謝しております。続きまして、中段の 2. 事業費 (2) 県支出金 872 万 3 千円につきましては、今年に入り高騰を続けておりました米の価格に対し、県が独自に補助金を創設し、算定基準に基づき、年度末に交付されるものであります。最後になりますが、14 ページの上段、和鋼博物館改修事業 990 万円です。16 ページをご覧ください。和鋼博物館改修事業債務負担行為設定です。1. 事業概要にありますように、平成 5 年に開館し、32 年が経過しました和鋼博物館につきまして、展示改修及び建物設備の改修を実施するものです。次に、2. 事業費及び財源内訳です。事業費は 990 万円、財源内訳は市債 990 万円であります。3. 事業内容は、(1) 和鋼博物館展示改修実施設計 740 万円、なお、2 年にわたる設計業務となりますので、令和 8 年度予算 1,060 万円を債務負担行為により担保することにより、計 1,800 万円の設計業務となります。(2) 空調設備改修実施設計につきましては、設計の対象範囲を広げる必要性が生じたため、250 万円の追加補正を計上するものです。令和 8 年 4 月から令和 11 年夏頃まで改修に伴い休館する見通しではありますが、市民のみなさまのご期待に添えるよう、和鋼博物館のリニューアルに取り組んでまいります。私からの説明は以上です。

(委員)

教育総務課の小学校施設維持管理の消耗品費にあります、AED 収納ボックスは、ボックスのみを購入するということですか。

(教育総務課主幹)

AED は全小・中学校に従来から整備させていただいておりますが、5 年リースで更新という形で配置をしております。今回たまたま 5 年間のリースが終了しましたので、入札をしたところ、新しく落札された業者の AED のサイズが大きく、既存の大きさのボックスには、収まりきれないという所がありましたので、その学校については、サイズの大きいボックスを設置するという意味でございます。

(委員)

全部の学校に同じ AED が設置されているというわけではないのでしょうか。

(教育部長)

AED は全部同じものです。ただ設置しているボックスが寄贈されたものがあつたりしたため大きさがまちまちの状態です。

(委員)

AEDの講習会等は、年間どれぐらいされてますか。

(学校教育課長)

各学校によりますが、自主的な研修で対応しておられるところが多いかと思います。多くは夏休みとか水泳授業の前に、消防署より来ていただき、AEDを使った対応の訓練をした経験もございますので、毎年やる所で年1回、それから何年かに1回というふうに学校で定めておられる所もあると思います。なかなか普段使わないので、何かあった時の使い方が、経験がないと解らないということで、練習用の機器にはなりますけども、AEDを実際に使ったりしながら模擬訓練をしております。

(委員)

使っていないとなかなか出来ませんので、やはり年に1回は義務づけて、指導していただきたいですし、そのことを各学校に周知していただけたらと思います。

(教育長)

消防から講師に来ていただいてというのがあるのですが、昨今は、プール授業とか夏休みのプール開放はなくなりつつある状況でもあり、今までPTAの方も一緒に研修を設けていたりしていたと思いますが、今後は意図的に訓練をやってくださいということを言っておいた方がいいですね。

(学校教育課長)

命に関わる大事な訓練ですので、校長連絡会などで呼びかけていき、積極的に学校の方で実施してもらうよう話をしたいと思います。

(委員)

私も息子が小学校1年生の時には、プールの前にAED講習を受けました。消防署職員の方に指導していただいたのですが、これが実際本当にあった場面で出来るかと言われたら出来ないなという不安もありまして、毎年受けようと思っておりましたが、そのあとコロナ禍になり、全くその講習会はありませんでした。ですが大事なことですので、ぜひまた今後、そういういった研修等も考えていただきたいなと思います。

(委員)

学校によっては、JRC（日本赤十字社）の方に頼んで、人工呼吸、心臓マッサージ、AEDと併せてやった経験があります。

(教育長)

今大体市内中学校は全部JRCに加盟していると思います。訓練用のダミー人形を、何十体かを持ってこられて、2人1組で、胸骨圧迫とか、AEDの使い方などの指導をしてくださいます、子ども達はやっている部

分もあると思いますが、まずは教職員が頑張って救命救急しないといけないと思いますので、ぜひ進めて周知をしていきましょう。

(委員)

学校給食物価高騰対策事業、これは賄材料費ということですから米ばかりではない一方で、島根県の給食費緊急支援事業では米価高騰対策とありますので米に限る。この財源内訳の県支出金のところに、県の緊急支援事業が入るということですか。

(教育部長)

いいえ。入りません。この928万4000円の中に、確かに米の増加分が入っていることになりますが、これにすべて緊急支援の事業交付金を当たるという意味ではないので財源内訳という書き方はしておりません。

(委員)

その事業費で、928万4000円の不足分が生じたが、そのすべてが安来市負担ではなく、県からの支出金にて補える部分があるのですか。

(教育部長)

中にはあります。食材費としては約2億弱ですけれども、その内の年間のお米代のうちにこの872万3000円が当たるということになります。この928万4000円にそのまま交付金が当たるという意味ではなく、食材費全体として1億9800万円相当だったものが2億700万円相当に上がり、それには928万4000円が必要です。ただ、この2億700万円の内、米代が含まれており、その米代の上がった分に872万3000円が当たるということです。同じ食材費の中に、牛乳代や米代がある、その合計が2億円になります。

(委員)

県支出金の872万3000円は、米も一般の食材も含めたものの県の支出金ということですね。

(教育部長)

米の増加分だけに県が補填しますというのですが、算定方法が令和5年時の単価に比べて、令和6年産前半部分のお金、7年産の後半部分のお金を押しなべた時の米価単価に比べて、令和5年産がどれだけアップしたかの部分を安来市の分で算定してお金をあげますといった金額が、この金額ですから、年間の押しなべてお米代のうち、アップした分にこのお金が当たるというイメージです。

(教育長)

なかなか解りにくくて難しいです。上昇したのは米代ばかりではありませんので、その足りない部分のまず1つは、この2億のうち、軽減緩和

措置で年度当初予算で急遽値上げをしましたので、もうすでに入っています。それと県の支出金も試算した上で、まだ不足が928万4000円が想定されるので、このたびの補正で入れます。

(教育部長)

2億700万円というのは全体の給食の食材費ですが、そのうち米代は2500万円弱あります。今回の補正928万4000円の事業費としていますけど、そのうちの米代は550万円相当あるわけです。もともと米代を1940万円ぐらいと思っていたところ、米代は今回の補正で580万円。ただこれが全部で2500万円になるんですけど、実際のところさきほどの算定の考え方では872万3000円になり、この年間を通してこの米代全体の中で、872万3000円を県は算出して補填しますと言っているわけであります。要は色をつけようと思うと当たるところが違うということです。これ以上の書き方をしようと思ったらもっとボリュームが出てきます。議会に出す提出資料では、シンプルにする必要があるのでこのような書きぶりになっています。

(教育長)

J Aさんや金芽米に加工する業者さんは非常に大変ですけれど、教育上のご理解もいただいてご協力をいただいております。

また、和鋼博物館改修事業で設定されている債務負担行為について、詳しく説明をお願いします。

(教育部長)

債務負担行為について説明します。地方公共団体の会計というのは地方自治法に基づきまして、会計年度独立の原則というのがあります。これは、会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないというもので、複数年にわたる予算執行は原則として認められないということになります。しかしながら、現実的には予算執行が複数年にわたるケースも出てきます。その例外の1つとして、今回の債務負担行為というものが地方自治法に定められたものとしてあるということです。これをすると、議決を得ることにより、年度を跨ぐ次年度の予算を確約して、複数年に及ぶ契約を結ぶことができるというものでございます。この債務負担行為が議決されると、次年度以降の議会において、この予算の計上を否決することはできなく、契約相手方に対しても契約の履行を担保できるということです。契約相手方が、来年度予算は成立するかわかりませんなどと言われて、そんな契約を結ぶわけにはなりませんので、この年の予算で、来年の債務負担ということを議決いただくことによって2ヵ年にわたる契約をすれば、契約の相手方も「ちゃんと来年はこの予算は確保

してもらえる」というものでございます。先ほどの、和鋼博物館の債務負担行為の設定というものにつきましては、2カ年にわたるものとして、2年分の契約をし、今年は今年の予算、来年は来年の予算として措置しますから、この2カ年分の契約をしてくださいということで、その議決を今回、併せて来年度予算を確約してもらうというものです。

(承認)

## 5) 議第22号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

(徳永教育総務課主幹) 資料5により説明

議第22号「サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」説明いたします。資料の17ページ「資料5」をご覧ください。令和8年4月1日施行の地方自治法の改正により、中程の赤枠で囲われた部分、「サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定について方針を示す。」ことが示されました。その下の図にありますように、現在は総務省のガイドラインをもとに、各地方公共団体は任意で作成することとされていますが、これが地方公共団体において、新たに方針の策定、公表が義務化されました。これには安来市長部局だけでなく、安来市教育委員会や安来市議会、安来市立病院など関係の各機関も含まれています。一方、その下のオレンジ色の部分「2. 策定を要する自治法上の方針等」の4つめの○にありますように、「必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど個別の自治法上の方針を定めることが非効率となるような場合に、1つの方針を複数の執行機関で共同で策定することも可能」とされています。これを受けて、「④方針の策定について」として、安来市では、市の情報管理課が関係機関を包括する内容でこれを策定し、これを連名で公表したいと考えており、このことについて委員の皆様にご審議をお願いするものです。なお、一番下にイメージ図を載せていますが、この度策定する「安来市サイバーセキュリティを確保するための方針」は、現在あります、教育委員会では事務局職員が対象となる「安来市情報セキュリティポリシー」、事務局職員及び学校が対象となります「安来市情報教育セキュリティポリシー」の上位に位置するものとなります。18ページからが方針の素案でございます。19ページの「2定義、(3)情報資産」をご覧下さい。この方針で取り扱っているものはネットワークや情

報システムで取り扱う情報だけでなく、「イ.」にありますように“これらを印刷した文書”も含まれます。また、次の20ページの「(14)職員等」にありますように、この方針の適用範囲としまして、“情報資産を取り扱う全職員、臨時・非常勤職員等”となりますので、教育委員の皆様も含まれることとなります。具体的な対策としては21ページの「6.情報セキュリティ対策」で規定しておりますが、ほぼネットワークを使用する際の対策になりますので、現在は委員の皆様が直接ネットワークを利用されることはありませんので、特段影響はないと思われます。なお、今回の方針はあくまで全体の概要を示すものであり、22ページ「7.情報セキュリティ監査及び自己点検の実施」等は既に先ほど申し上げました安来市情報セキュリティポリシー、安来市情報教育セキュリティポリシーにおいて具体的に定めておりますことを申し添えます。本日ご承認いただきましたら、令和8年4月1日に各機関連名でホームページにて公表する予定です。説明は以上です。

(委員)

この方針の策定は初めてですか。

(教育総務課主幹)

先ほど申しましたとおり、これまで具体的なものとして安来市情報セキュリティポリシー、並びに学校現場では安来市情報教育セキュリティポリシーというのがございます。今回はその上位に位置する、目指す方針です。それが今回策定を義務づけられましたので、新たに策定しました。

(委員)

資料の素案には安来市議会以下、消防や病院などいっぱい書いてあるが、それぞれの機関でこれが適用されるということですか？

(教育総務課主幹)

この度、この教育委員会だけでなく、ここに記載している各機関に置いて担当課が委員の皆様にこれで良いかお諮りしております。例えば、もし農業委員会で独自で作成するということになれば、この連名からは農業委員会は外れる事になります。

(教育長)

本来的に言うと、方針があつてその方針の具体化をポリシーの中でっていうイメージがあるのですが、もうすでにそれぞれ具体的なポリシーは先行して策定していく、この度大きな目指すところみたいなのが義務づけられたということになります。逆に言うと、今のポリシーを変更するような必要性が出てくるのでしょうか。

(教育総務課主幹)

その必要はございません。この度の方針に基づいた各ポリシーになって  
います。

(承認)

## 5. 報告事項

- 1) 報第12号 令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（文部科学省調査から）

## 6. その他

- 1) 安来市小中学校適正配置について
- 2) 安来市二十歳の集いについて

## 次回定例会

12月19日（金）15:00から

## 7. 閉会宣言

教育長が午後4時55分閉会を宣言し、11月定例教育委員会の日程を終了した。